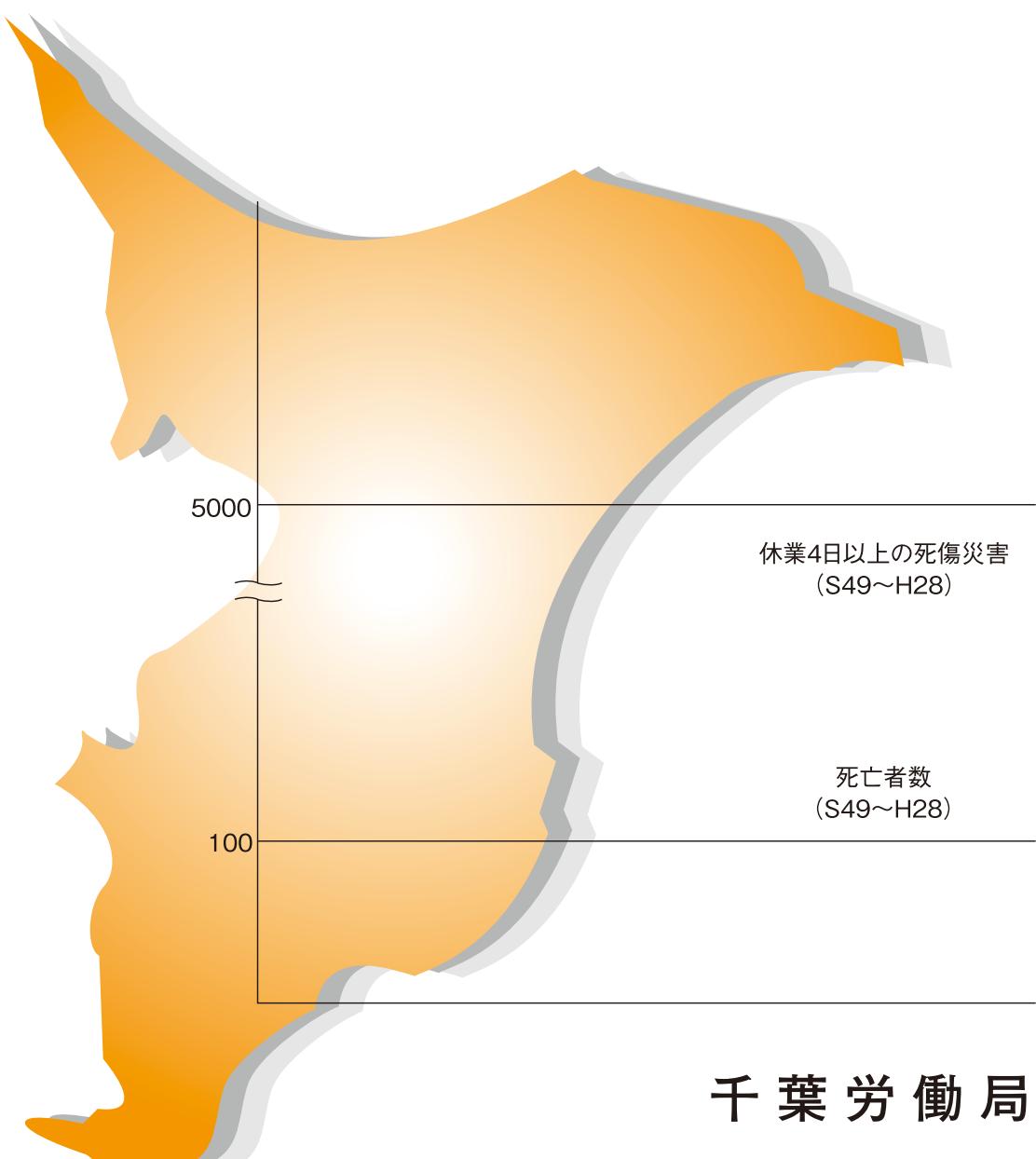


平成29年度

# グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状





## 労働災害の現状

平成29年度全国安全週間 7月1日～7日

スローガン

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

未来へつなげよう安全文化

### 目 次

①	はしがき	1
②	労働災害の推移	2
③	死傷者の多い第二次産業、増加傾向にある第三次産業	4
④	依然として死亡災害の多い建設業、製造業	5
⑤	繰り返される在来型労働災害	6
⑥	業種によって異なる災害発生のパターン	8
⑦	監督署別の労働災害発生状況	10
⑧	高齢者・中小企業に多い死亡災害	11
⑨	依然として増加傾向にある有所見率	12
⑩	高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等	13
⑪	平成28年の主な死亡災害	14
⑫	参考資料（事故の型・起因物分類コード表）	18
	なくそう死亡災害！運動	2017
	卷末	

# はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向ですが、ここ数年は増減を繰り返しており、平成28年は前年比1.4%増の117,910人となりました。また、死亡災害については、2年連続で1,000人を下回り、前年比4.5%減の928人となりました。

千葉県内における平成28年の労働災害は、死傷災害が前年比1.5%増の5,092人となりました。従来から災害の多かった製造業及び建設業は長期的にみると減少傾向を示していますが、陸上貨物取扱業や第三次産業が増加傾向にあります。

死亡災害については、前年より5人減少し、前年比12.2%減の36人となりました。はさまれ・巻き込まれ災害や墜落・転落災害といった従来からみられる災害は減少したものの、飛来・落下や交通事故による災害が前年から大きく増加しました。

労働者の健康状況については、定期健康診断の結果49.1%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。

更に、平成27年度における過重労働等を原因とした脳・心臓疾患及び精神疾患に係る労災請求件数も依然として高い水準となっています。

平成25年度から始まった第12次労働災害防止計画は、平成29年度が最終年の5年目となり、労働災害の大幅な減少に向けた対策を一層積極的に展開する必要があります。特に、本年は死亡災害が大幅に増加していることから、千葉労働局では、本年3月より

「なくそう死亡災害！運動ちば2017」

を推進しています。

## ＜平成29年度主要対策＞

### 1 死亡労働災害防止対策の徹底

「なくそう死亡災害！運動ちば2017」を展開し、労働災害防止団体や関係行政機関等を巻き込み、広報等による幅広い周知徹底を中心とした取組みを積極的に推進するとともに、今後も工事量の増加等に伴い高齢、未熟練労働者の比率が高まることが見込まれる建設業における労働災害防止対策について、前年に引き続き最重点として取組みを推進します。

### 2 労働災害を減少させるための重点業種等対策の推進

労働災害による死者数、負傷者数を減少させるために最重点の建設業のほか、陸上貨物運送事業（荷役作業時の墜落・転落災害防止）、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店、ゴルフ場における災害防止）、製造業（食料品製造業、金属製品製造業における災害防止）、化学工場（爆発火災災害防止）を重点に災害防止対策を推進します。

さらに全業種を通じて「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進します。

### 3 職業性疾病等の予防対策、メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進

石綿健康障害予防対策、じん肺予防対策、熱中症予防対策、化学物質等安全データシート（SDS）の交付、周知など化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、産業保健対策、受動喫煙防止対策を推進します。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

この冊子が労働災害、健康障害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

## 2

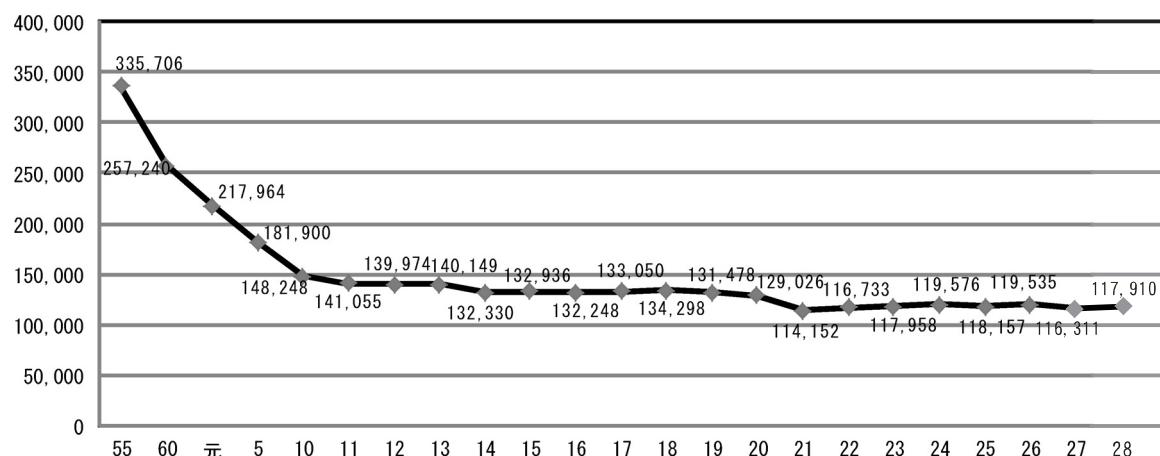
# 労働災害の推移

## 1. 全 国

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和36年の481,686人（休業8日以上の死傷者数）をピークとして減少してきましたが、平成22年以降は横ばいとなっています。

死亡災害は、統計を取り始めて以来、平成27年に初めて1,000人を下回り、2年連続で過去最少となりました。

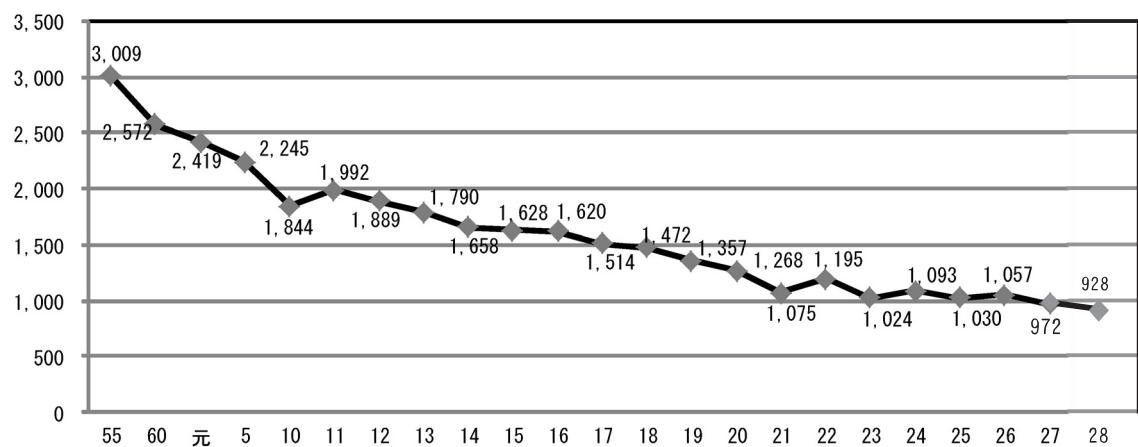
全国における死傷者数の推移（全産業）



(注) 平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告による。

平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害を除く。

全国における死者数の推移（全産業）



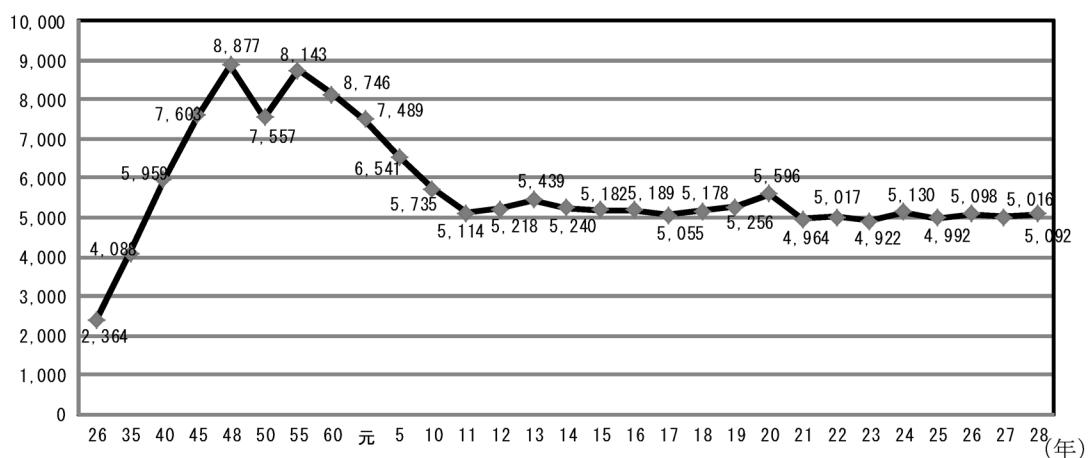
(注) 平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害は除く。

## 2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成23年は労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりましたが、平成11年以降は長期的に5,000件前後で横ばい状態が続いています。平成28年は5,092件となり、前年比76人（1.5%）の増加となりました。

死者数は、長期的に見ると昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、その後も減少傾向を示していましたが鈍化が見られます。ただし、平成28年は前年比5人減の36人となり、2年連続で減少となりました。

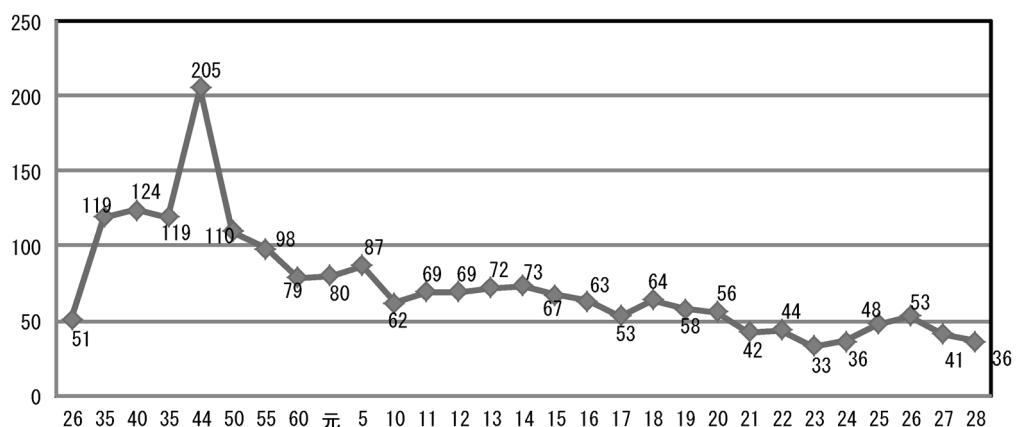
千葉県における死傷者数の推移（全産業）



(注) 昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。

平成20年までは労災給付データ、平成21年以降は労働者死傷病報告による。

千葉県における死者数の推移（全産業）



### 3

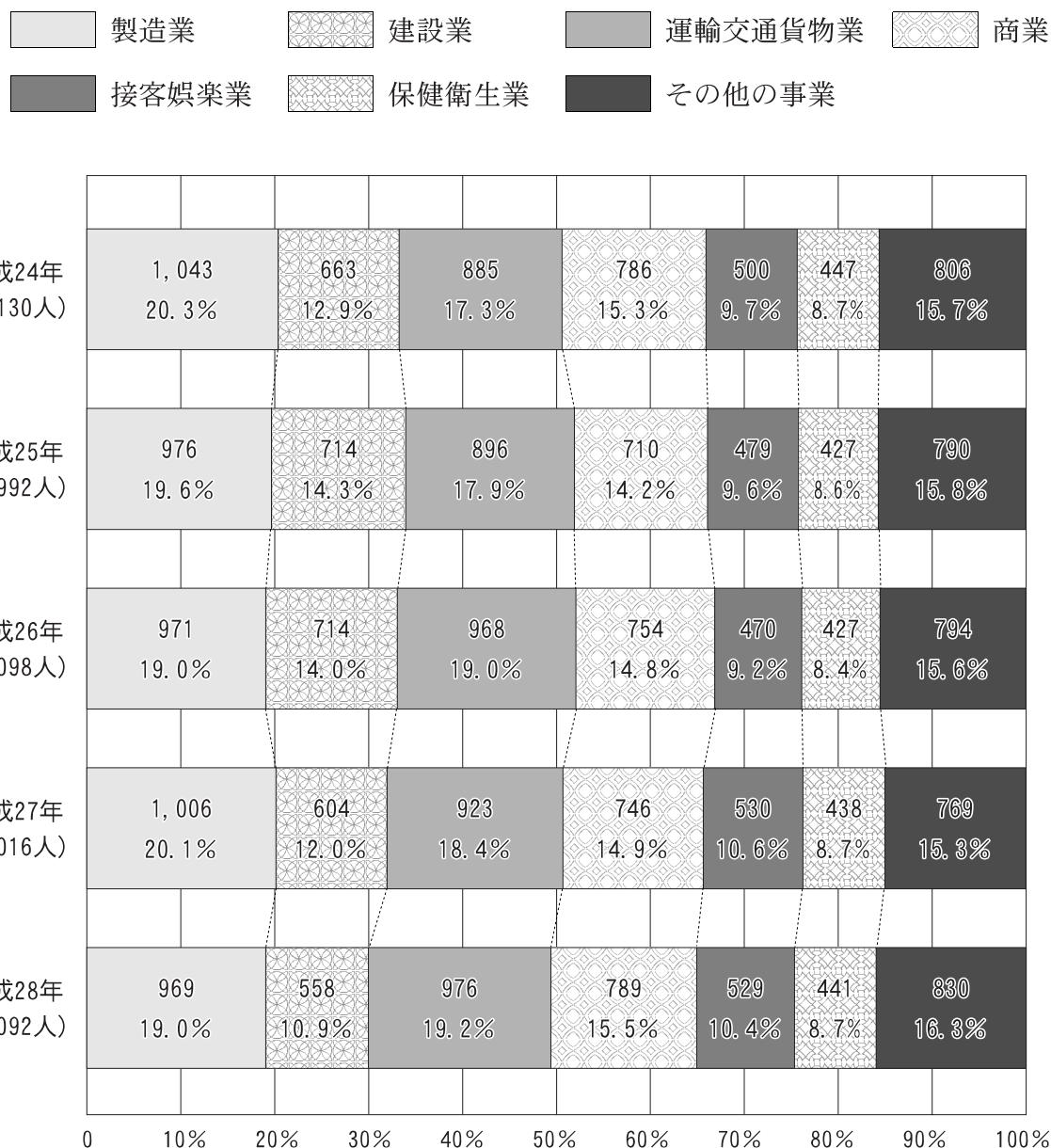
## 死傷者の多い第二次産業、増加傾向にある第三次産業

平成28年の休業4日以上の死傷者数は、前年と比べ76人(+1.5%)増加しました。

業種別では、平成28年も例年どおり製造業、建設業、運輸交通貨物業の3業種(2,503人)が全産業の半数近く(49.1%)を占めています。

近年、第三次産業は増加傾向であり、平成24年の商業、接客娯楽業、保健衛生業の3業種で33.7%でしたが、平成28年は34.6%と増加しています。

業種別・年別死傷者数



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

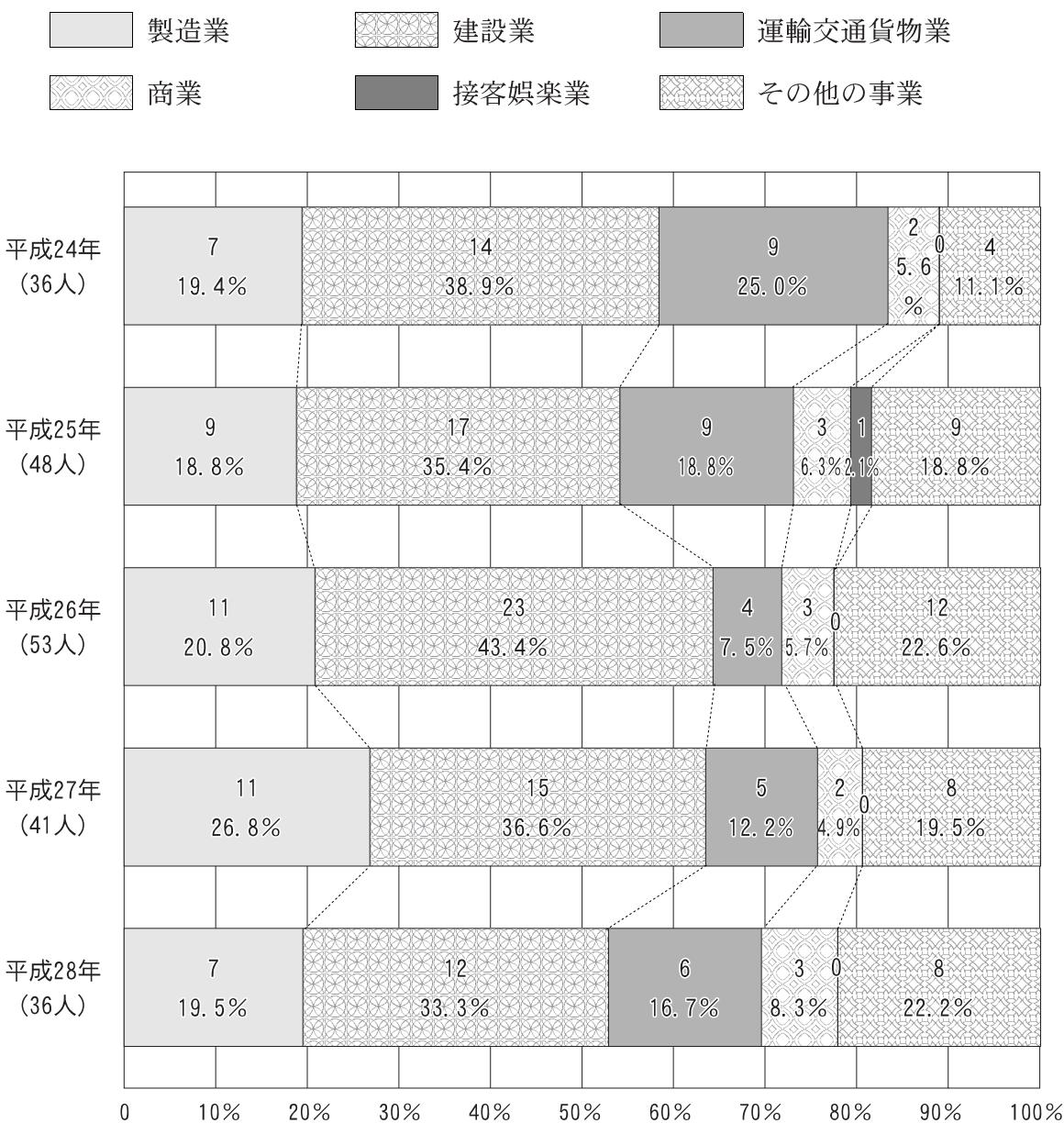
## 4

# 依然として死亡災害の多い建設業、製造業

平成28年の死亡災害は前年より5人減少し、36人となりました。特に製造業は前年より4人減少しました。

しかしながら、全産業における建設業の占める割合は33.3%、製造業の占める割合は19.5%でこの2業種で5割に達しています。

業種別・年別死亡災害発生状況



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

# 5

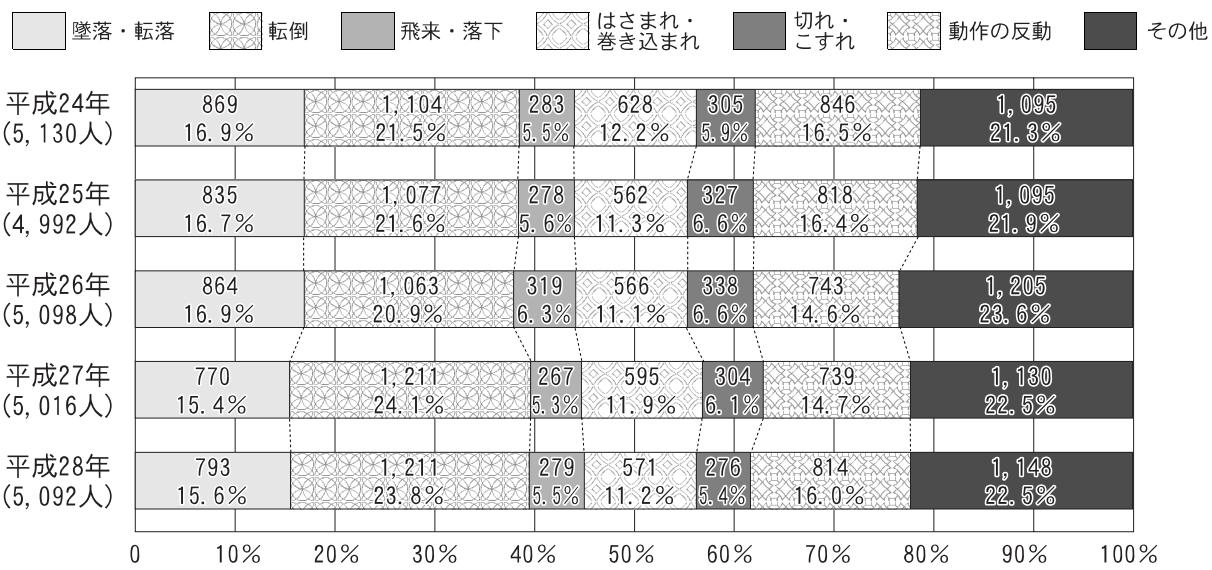
# 繰り返される在来型労働災害

## 1. 死傷災害

平成28年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、「墜落・転落」、「転倒」、「はざまれ・巻き込まれ」で全体の50.6%を占めています。また、「動作の反動」による災害が増加しています。

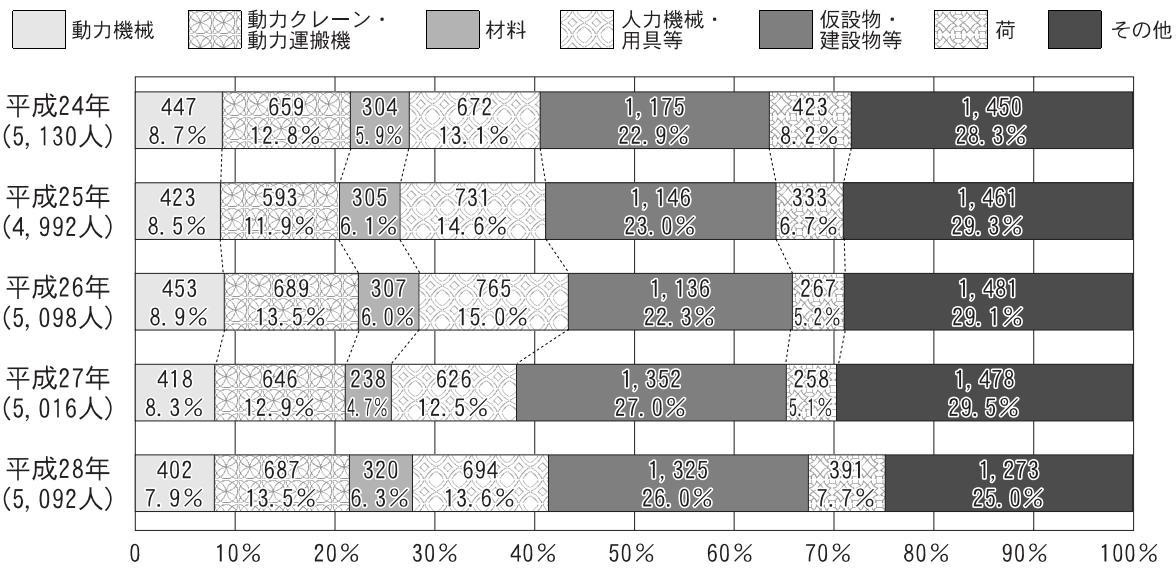
起因物別では、荷姿の物等を原因とした「荷」が増加しています。

事故の型別死傷災害発生状況



※ 事故の型別分類は18, 19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況



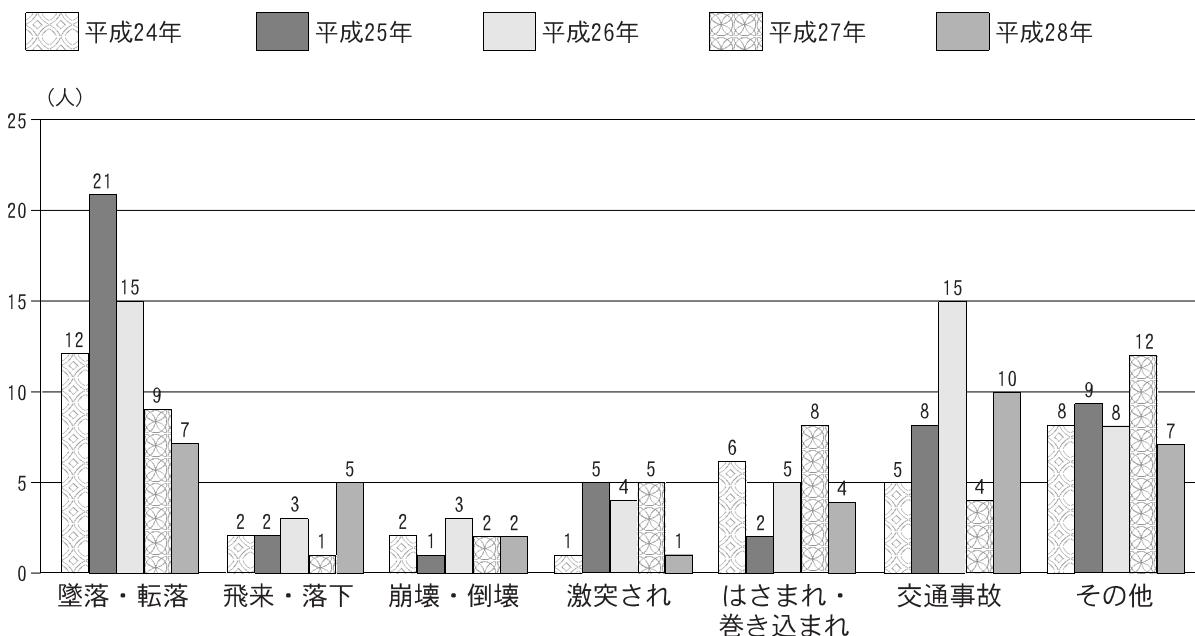
※ 起因物分類は20ページ参照

## 2. 死亡災害

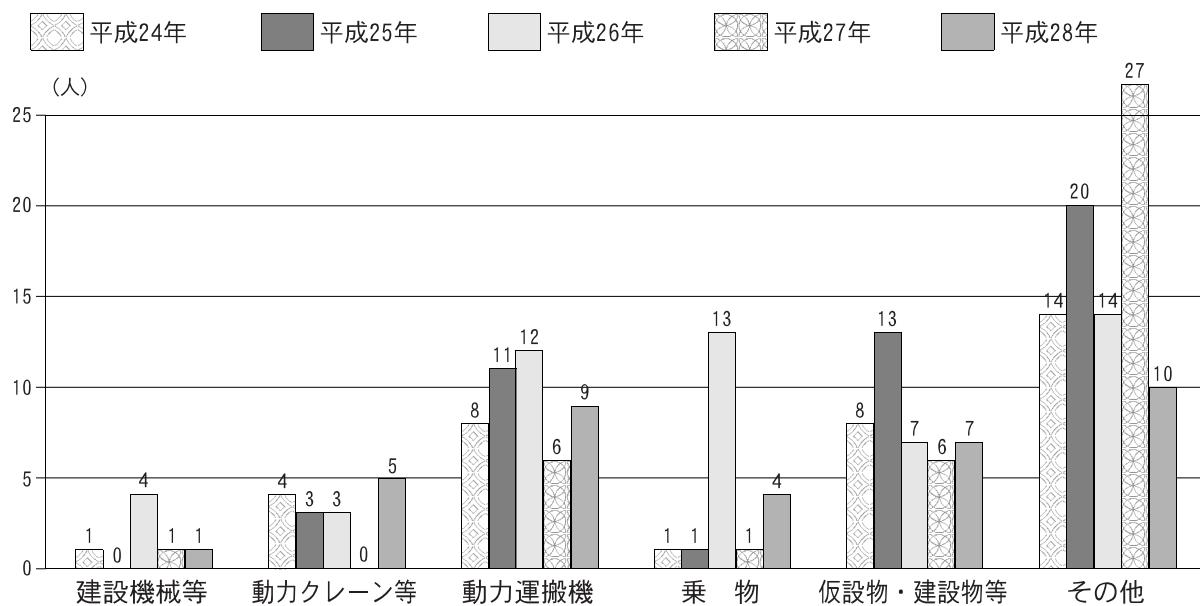
事故の型別については、墜落・転落が依然として高い割合を占めています。交通事故による死亡災害は前年より増加しており、事故の型別で最も大きな割合（27.7%）を占めています。

起因物別では、仮設物・建築物等が19.4%を占めています。また、トラックが含まれる動力運搬機が25%を占めています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況



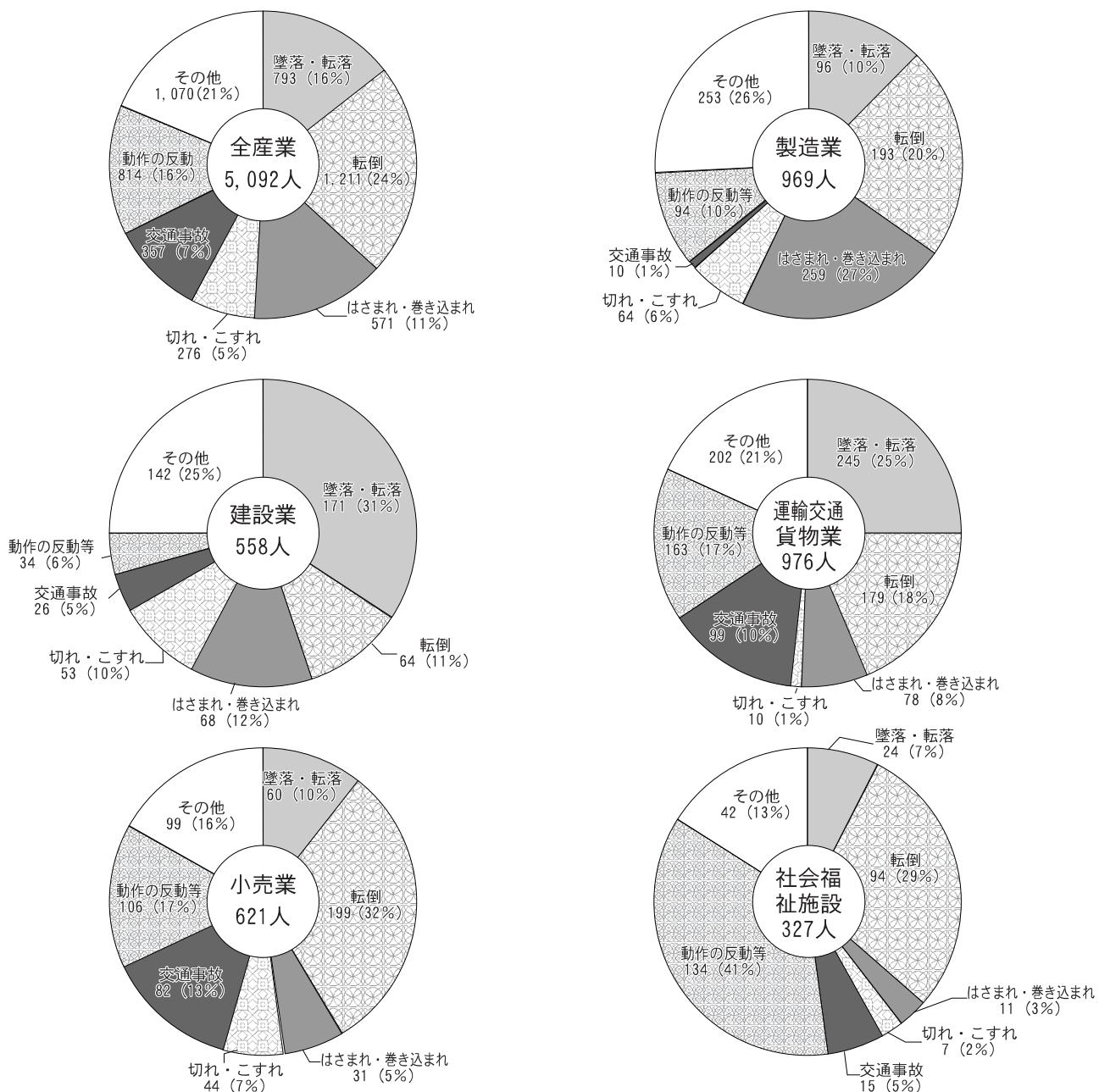
# ⑥

## 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

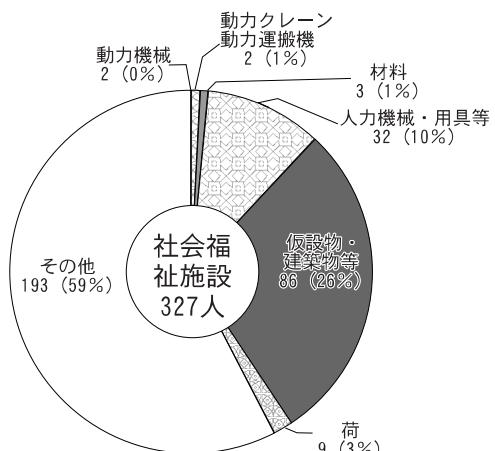
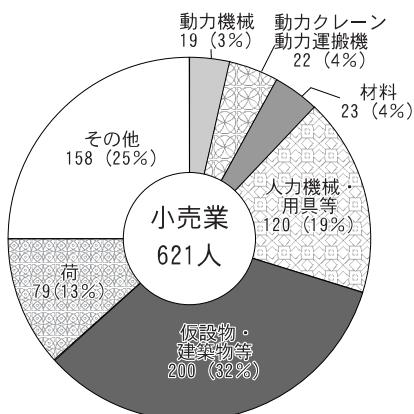
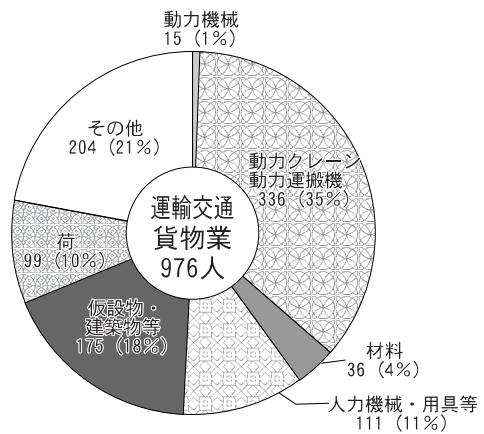
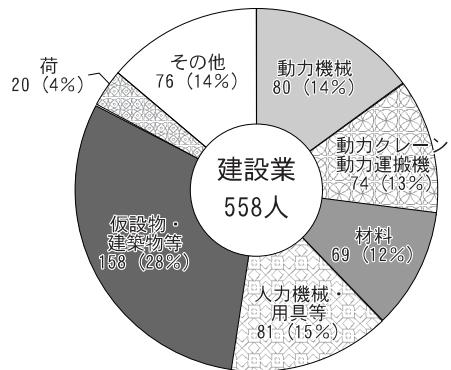
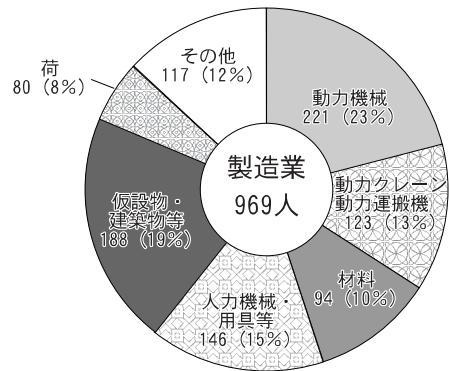
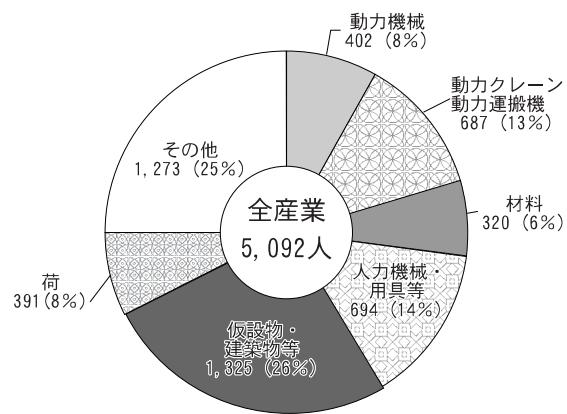
製造業では食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはざまれる災害、建設業では建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では荷台等からの墜落・転落災害、小売業では作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設では介助中等における動作の反動による災害が多く占めています。

### 1. 事故の型別



(注) 運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

## 2 起因物別

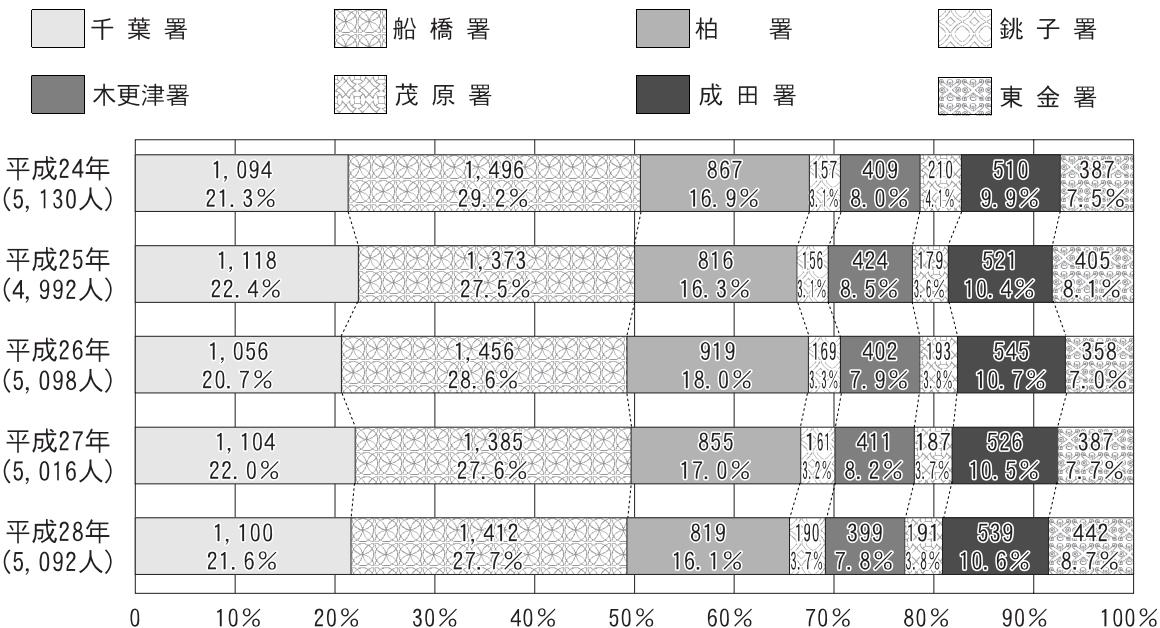


(注) 運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

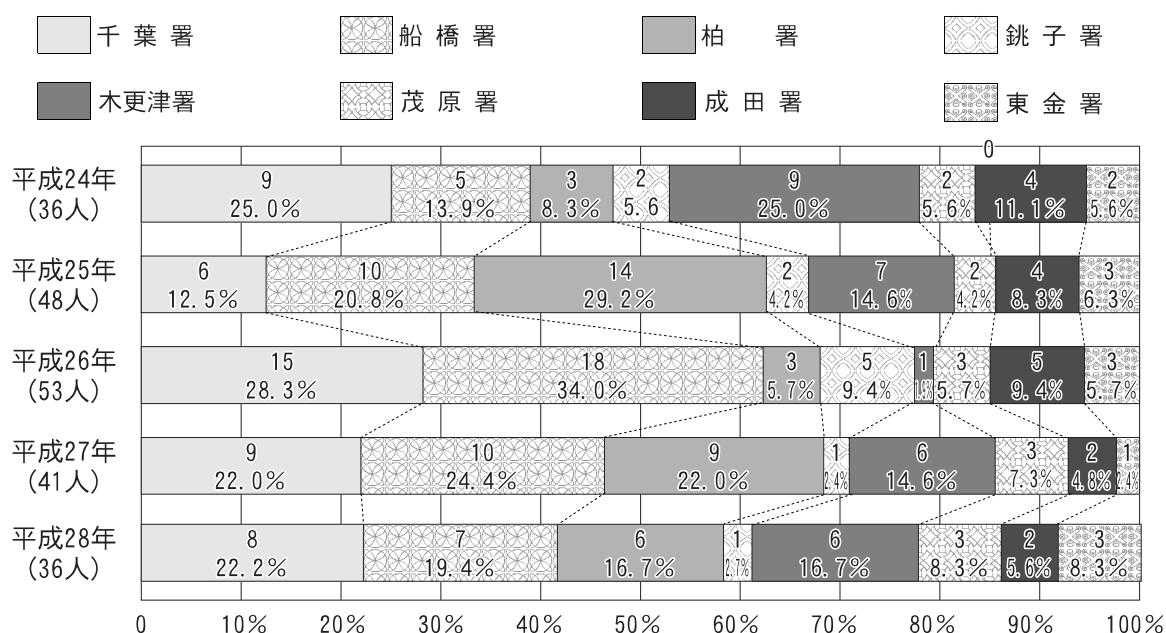
## 監督署別の労働災害発生状況

休業災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の2／3近い労働災害が発生しています。

### 1. 死傷災害



### 2. 死亡災害

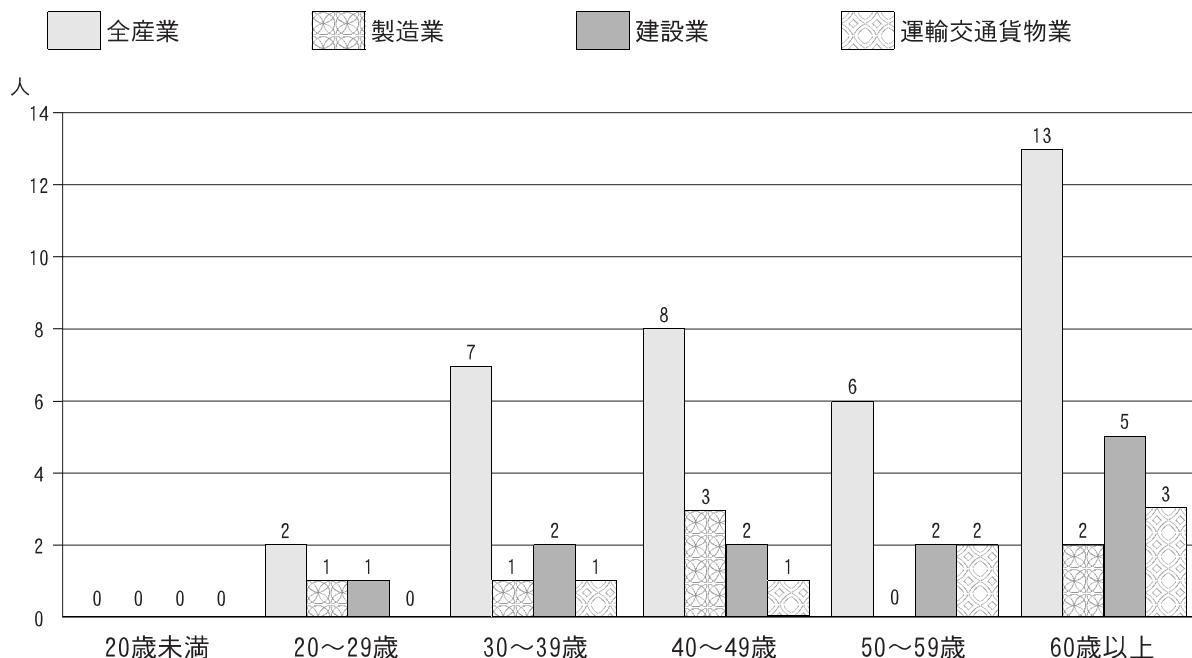


## 8

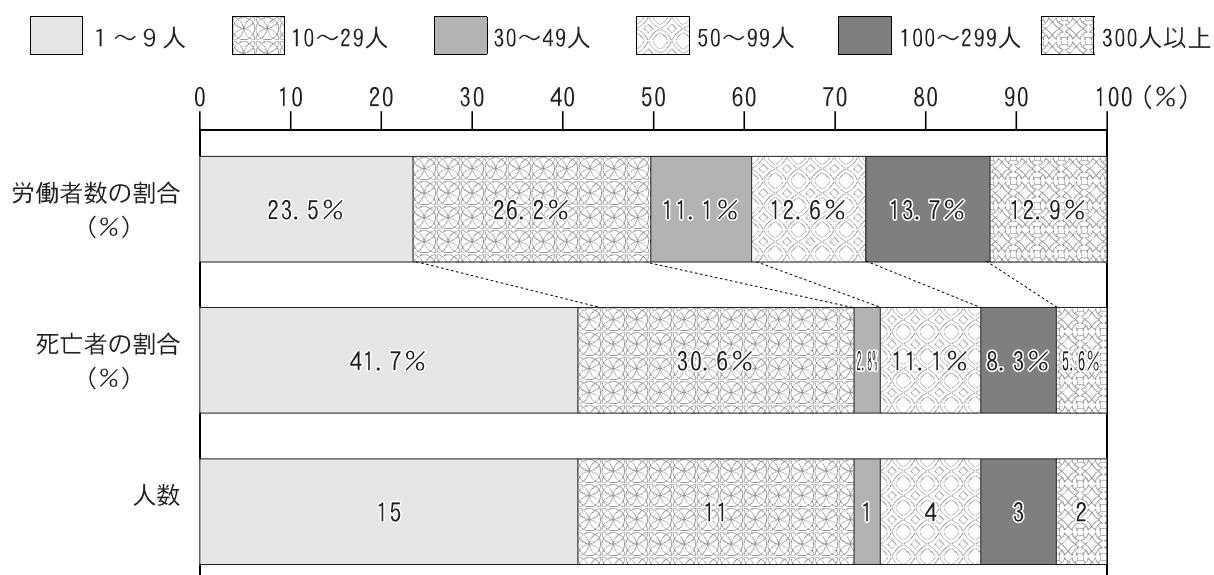
## 高齢者・中小企業に多い死亡災害

全産業では、50歳以上の死亡者数が約半数を占めています。事業場規模別では労働者50人未満の中小企業で約6割を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が比較的多く発生しています。

(1) 年齢別



(2) 事業場規模別



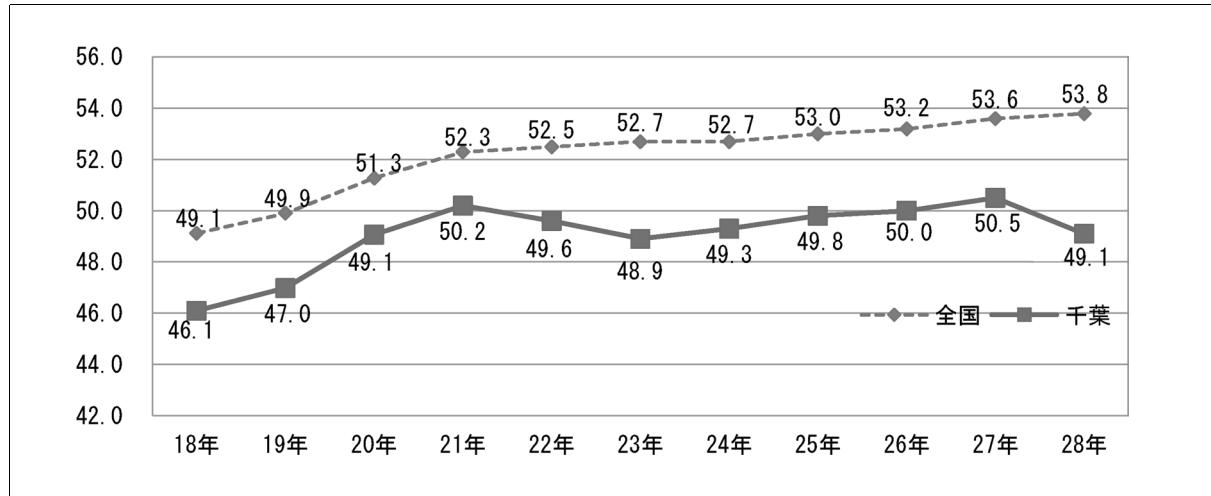
(注) 経済センサス-基礎調査（平成26年）に基づき算出

9

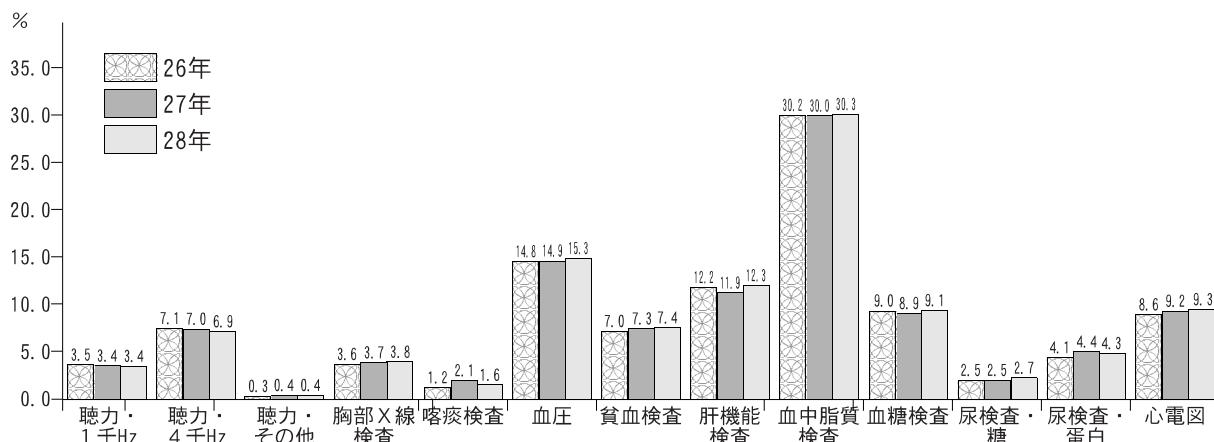
## 依然として増加傾向にある有所見率

### 1. 定期健康診断結果有所見率の推移

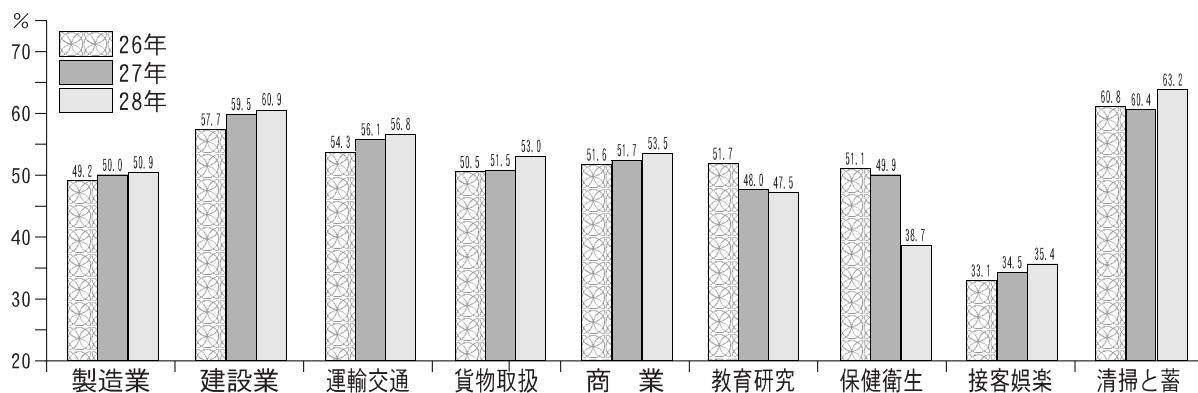
全国的には有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



### 2. 千葉県における項目別有所見率

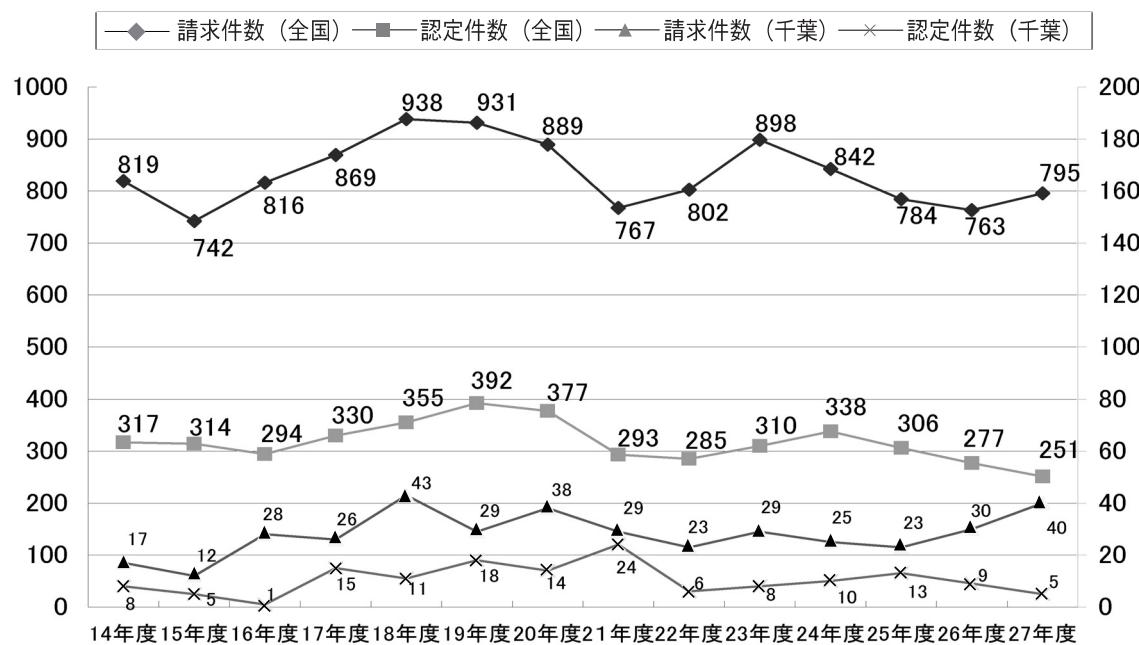


### 3. 千葉県における業種別有所見率



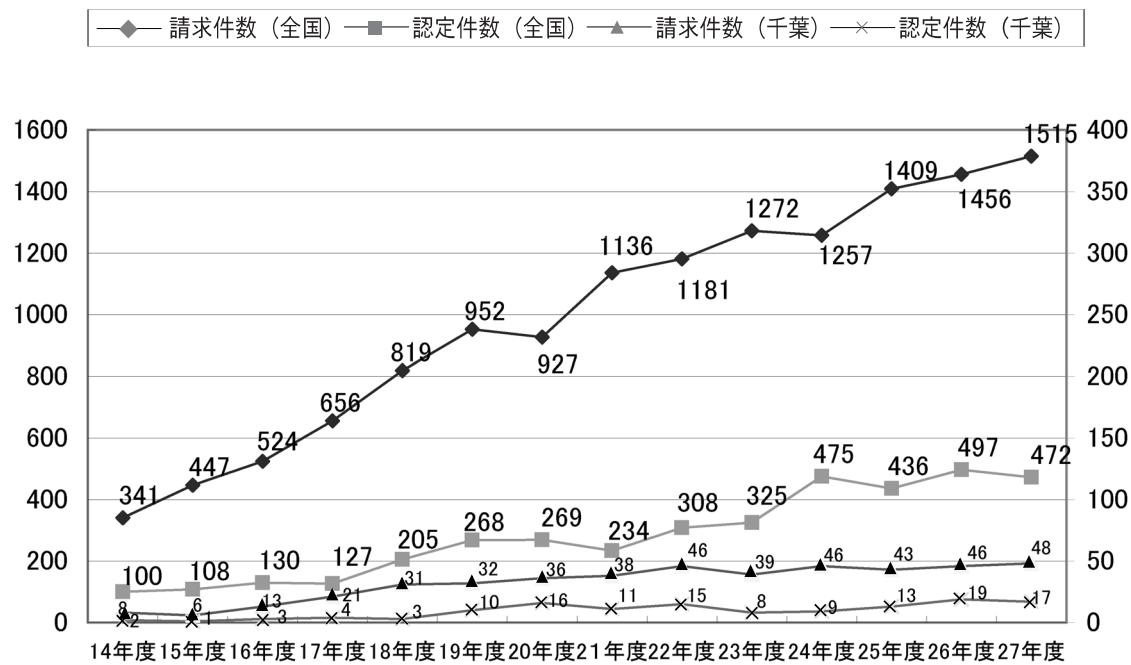
# 高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等

## 1 脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移（「過労死」等の労災補償の推移）



注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

## 2 精神障害等の労災補償の推移



注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

## 1. 製造業

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	3月	その他の非鉄金属製造業	はされ、巻き込まれ	工場内にある粉碎機（臼に入れた銅の塊を杵で突き、銅粉を造る機械）の動力伝達ベルトがホイールから外れたので、被災者は機械を稼働させたままベルトを付け直した。そして被災者が機械から離れようとした際、服が機械のシャフト（回転軸）にまき込まれて回転し、機械の骨組みに頭部等を複数回打ち付けた。救急搬送されるも、同日に死亡が確認された。
2	3月	その他の金属製品製造業	踏み抜き	自社工場のスレート屋根の修繕作業を行っていたところ、被災者がスレート屋根を歩行中に屋根を踏み抜き、高さ約5メートル下のコンクリート床に墜落し、3月31日に死亡したもの。
3	4月	無機・有機化学工業製品製造業	有害物等との接触	屋外のコンテナ置場において、酢酸エチルが300L入った金属コンテナ（縦1,070×横1,070×高さ1,285、マンホール内径394mm）の内部に倒れている被災者を発見したもの。被災者は、午前中、当該コンテナ下部から内容液のサンプリング作業をしたところ異常値であったため、午後、コンテナ上部のマンホールを空け、サンプリング作業をしていた。
4	5月	その他の鉄鋼業	飛来、落下	被災者は、梱包された鉄板の束（2400×1200×5 mm、19枚、計2 t）を4束積んだ荷を、ハッカーの4点づりで天井クレーン（20 t）を用いてつり上げ、西側に移動させていた。被災者が荷を移動させている途中、一方のハッカーが外れ、荷が落下した。荷は積まれていた別の鉄板の束の上に一度落ちてから、被災者のいる方向に滑り落ちて被災者に激突した。
5	6月	製鉄・製鋼・圧延業	はされ、巻き込まれ	棒鋼の圧延工程において、圧延機の部品（13.4 t）を交換する作業に従事していた被災者は、交換の終わった部品を同僚1名とともに玉掛けし、被災者一人で天井クレーン（15 t）を使用し、無線で運転しながら搬送していたところ、運んでいた部品と部品置場に置かれていた部品の間にはさまれたと推測される。
6	6月	その他の金属製品製造業	飛来、落下	天井クレーンで台車上に鉄骨を移動させた後、玉掛け者は荷外しされたハッカーをフックにかかった状態で鉄骨脇に束ね、被災者はハッカーの状態を見ずにクレーン操作をしたところ、ハッカーが鉄骨に引っかかったことによりつり上がり、鉄骨が被災者に向かって倒れた。
7	6月	その他の金属製品製造業	飛来、落下	現認者はいないが、被災者は橋形クレーンを用い、自ら玉掛けし、H鋼（約10.3×0.9×0.3m、約1～2 t）をH状に置かれた状態からI状に起こしていた。被災者がH鋼を起こし終わり、荷外したクランプを起こしたH鋼から十分に離さないままクレーンの操作をしたことでクランプがH鋼のフランジに引っかかり、H鋼がつり上げられたところでクランプが外れ、H鋼が倒れて被災者の腹部がはさまれたものと推測される。

## 2. 建設業（土木工事関係）

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	3月	その他の土木工事業	交通事故（道路）	佐倉市内の工事現場から、被災者は同僚と二人で残土を積載したトラック（最大積載荷重3 t）で会社事務所へ立ち寄り、同僚を下ろした後、トラックを運転して資材置場へ向かう途中、車体左側が路肩の電柱に接触し、道路左の田んぼに転落した際、車体が横転して車体右側（運転席側）が下になり、泥が運転席に流入したことにより窒息し、同日死亡したもの。
2	5月	その他の土木工事業	転倒	個人住宅の外構工事において、道路から約3 mの高さにある宅地面までドラグ・ショベルを移動するため、斜面を自走で登っていたところ登りきれず、斜面の途中で上部旋回体を旋回させたところ横転した。斜面の最大傾斜は37度であった。
3	9月	その他の土木工事業	交通事故（道路）	被災者は、2 t トラックを運転し、片側2車線の国道を走行していたが、中央分離帯を越えて反対車線で横転し、対向車と接触し死亡したもの。

### 3. 建設業（建築工事関係）

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	7月	その他の建築工事業	墜落、転落	木造2階建て事務所解体工事において、被災者は2階床の梁に上がって根太の取り外し作業を行っていたところ、約3m下のコンクリート基礎に墜落した。2階部分は一部の床を残して解体されており、1階部分も木材の骨組みのみの状態であった。
2	11月	木造家屋建築工事業	崩壊、倒壊	トラック荷台に2段に積まれていたU字溝をドラグショベルでつり上げ荷卸しをするため、被災者は助手席側の荷台端部附近で玉掛け作業をしていた。1段目の4本の上に端太角を敷き、その上に3本のU字溝が置かれており、運転席側のU字溝を下した後、真ん中のU字溝を持ち上げた際、端太角の運転席側が助手席側のU字溝の重みで浮きあがり、助手席側のU字溝が傾いたため被災者が落下、その上で傾いていたU字溝が転がり落ちた。
3	11月	その他の建築工事業	墜落、転落	工場の屋根修理工事で、被災者と所属会社の社長の2名が、オペレーターが操作する高所作業車にて屋根に登り、歩み板や防網等の危害防止措置を取らずに作業を行ったところ、被災者はスレート屋根を踏み抜き、約9.6メートル下のコンクリート床へ墜落し、死亡したもの。
4	12月	その他の建築工事業	墜落、転落	2階建て住宅の屋根上（高さ約6メートル）において、被災者が塗装作業を行っていたところ、外部足場（一側足場）に設けられた中さんの設置位置が高すぎたため、屋根上からその間を通り、さらに落下防止用シートの間をも通過して地上に墜落した。

### 4. 建設業（その他の建設業）

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	2月	その他の建設業	はさまれ、巻き込まれ	船舶から紛体を荷揚げする機械、関連設備の解体工事を行っていた。荷揚げ機械のアーム先端にピン構造で取り付けられたスクリューコンベヤーの解体準備作業（電気ケーブル等の除去）をしていたとき、何らかの理由でスクリューコンベヤーが自重により旋回して、準備作業していた被災者がアームとスクリューコンベヤーとの間に挟まれた。
2	4月	その他の建設業	墜落、転落	個人宅の倉庫解体作業において、社長を含む3人で朝の打ち合わせ後、被災者が一人でスレート屋根に登ったところ、踏み抜き、5.2m下のコンクリート製の床に墜落した。
3	5月	機械器具設置工事業	墜落、転落	隣のプラントで運転業務を行っていた構内下請事業場の労働者が物音に気づき、確認したところ、被災者が地面に横たわっていた。被災者は工事開始に先立ち、5月6日に下請けとの打ち合わせをするにあたって、現場の状況等の確認をしていたところ、サイロの上のコンペアの点検歩道付近より地上に墜落したものと思われる。
4	6月	電気通信工事業	感電	照明変電所内に設置されている定電流調整装置の点検及び負荷切替盤内の高圧ケーブル（約3000V）に貼り付けられていたサーモラベルの交換作業中に、一部通電中の高圧ケーブルの接続部を引き抜き、感電したもの。
5	7月	その他の建設業	交通事故（道路）	事業場から建設現場にトラックで向かう途中、東関東自動車道にて、前方の路肩に停車していた工事車両に追突し、その反動で工事車両の斜め前方のいた車両にも追突した。

## 5. 運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	3月	陸上貨物取扱業	飛来、落下	被災者は、橋形クレーン（5.07t）を使用し、トレーラーへシートパイル（8枚1山（約4t））の積み込み作業を行っていた。トレーラーの運転手が玉外し後、玉掛けワイヤー（4m）をクレーンのフックにのの字掛けにした。次の山を取りに行くため、被災者がクレーンを走行させていたところ、ヤード内に段積みされていたシートパイル2枚が落下し、被災者に激突したもの。
2	5月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	国道356号線路上、被災労働者が運転する6tトラックが成田方向走行中に緩やかな左カーブを曲がる際にセンターラインを越え、対向車（6t）のウイングボディと運転席部分が衝突し死亡したもの。
3	5月	一般貨物自動車運送業	激突され	事業場構内で、2.8t橋形クレーンを用いて、トレーラーで運搬してきた鋼板15枚を3枚ずつ（1.5m×6.0m×22mm：重さ約1.6t×3枚）荷下ろしする作業中、被災者は荷台中央部の右端部でクレーンを運転、玉掛け用ワイヤーロープとハッカーとの組合せにより鋼板中央部で2本掛けで玉掛けをし、巻き上げたところ、ハッカーが外れ、被災者に激突、その後、被災者は荷台から1.8m墜落した。
4	8月	港湾荷役業	飛来、落下	原料コンベヤーのベルトが縦に裂けたため、コンベヤー上の原料及びコンベヤー下に堆積した原料の掻き出し作業を2箇所で行っていた。コンベヤー上の原料を出すにあたり、ベルトに切り込みを入れながら作業していたところベルトが破断した。これによりコンベヤーにテンションをかけていたウエイトが落下し、付近で堆積した原料の掻き出し作業をしていた被災者に接触したもの。
5	9月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	被災者は2トン平ボディトラックで首都高速環状線内回りを走行中、後ろから来た4ントントラックに追突され、前を走っていた大型トラックに衝突して横転し、被災者は救出後病院へ運ばれたが死亡が確認された。
6	11月	一般貨物自動車運送業	飛来、落下	被災者は、ビル建築工事で使用する鉄骨を、トレーラー（15t）にて運搬し、同建築現場内でトレーラーの横の地上にて、現場所属のとび工による荷卸し作業の補助を行っていたところ、荷崩れによって、荷台上の鉄骨1本（約250kg）が落下し、頭部を直撃し死亡したもの。
7	11月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	納品終了後、駐車場出口から左折して公道に出る際、放置自転車が邪魔になるので移動させようと被災者が下車したところ、車両が動き出した。被災者はこれを止めようとして車の下敷きとなり、胸部圧迫で窒息死した。

## 6. その他の業種

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
1	1月	ビルメンテナント業	その他	午前8時頃に出勤した被災者が午前8時30分頃、店舗2階従業員休憩室の出入口付近で倒れているところを発見され、救急搬送された病院において加療するも、翌日午後0時43分にくも膜下出血により死亡したもの。休憩室は被災者が清掃作業を行うことになっている場所で、被災者の傍らにモップがあった。なお、被災者の直近1ヶ月間の時間外労働・休日労働時間は、100時間を超えていた。
2	1月	新聞販売業	交通事故(道路)	バイクで朝刊の配達中、国道を横断時に右側の確認不足により右から直進してきたトラックと衝突し転倒して頭部を道路に打ち付け死亡した。
3	6月	警備業	おぼれ	被災者は漁業権エリア内での違反採貝者の取締り等を行っていた警備員であるが、海中で溺れている者がいると助けを求められ、漁業権エリア外まで同行して溺れている者を確認し、海上に飛び込んだが溺れたもの。消防隊員が駆け付けて引き上げた際には心肺停止状態であり、搬送先の病院で死亡が確認された。
4	6月	その他の商業	墜落、転落	目撃者が不明であるが、災害発生後の状況から、地上から283cmの高さにあった、特殊寝台用のマットレスを取り出すため、オーダーピッキングトラックに搭乗して上昇した被災者が、バランスを崩し地面に落下したものと推定される（フォークが停止していた高さは、地上から182cmであった）。
5	6月	通信業	交通事故(道路)	被災者が二輪車で直進中、道路中央で右折待ちのため停車している自動車の右側後方より飛び出してきた加害者側自動車と激突、被災者が加害者側自動車の下敷きとなった。被災者が病院に運ばれたが午後10時9分死亡が確認された。
6	8月	農業	おぼれ	浄水場周囲の勾配35度の傾斜地上にて、被災者含む2名が刈り払い機を使用して草刈りを行い、その他作業員が刈った草を集めの作業を行っていたところ、被災者が浄水場に転落した。救助作業を行うも被災者は池に沈み、救急隊が救出して直ぐに救急搬送されるも意識が戻ることなく、同日に溺死で死亡が確認された。
7	9月	その他の事業	はさまれ、巻き込まれ	道路建設工事現場において、被災者は、道路端の高欄（コンクリート製縫い）の計測作業をしていた。作業場所の周囲には、工事用ラック式エレベーターが設置されており、被災者が高欄をよじのぼり、エレベーター搬器の下に頭を入れて計測していた時、別の請負作業員がエレベーターの下降操作をし、エレベーター搬器と高欄の間に挟まれ、そのままエレベーターピット9.9m下に落下した。
8	10月	保険業	交通事故(道路)	顧客宅に向かう途中、信号のない交差点で出会い頭に衝突し、車外に投げ出され死亡したもの。
9	12月	その他の事業	墜落、転落	被災者が寺院境内の斜面を切り開いた段状になっている墓地区画の清掃の作業を行っていたところ、枝や枯れ葉を集めるポリ袋が約2m下に落ち、これを熊手で拾い上げようとしたところ墜落したもの。
10	12月	その他の小売業	交通事故(道路)	被災労働者は、休憩が終わり、ショッピングセンターの駐車場にあるカート置場に置かれたショッピングカートの回収作業を行うため、休憩室から駐車場に向かう途中、客が運転する乗用車にはねられ、同日午後11時58分に外傷性脳損傷で死亡した。

## 12 参考資料

### 事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
7	はまれ・巻きこまれ	物にはまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類番号	分類項目	説明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帶電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故 (道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故 (その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

# 起因物分類コード表

分類番号			分類番号		
大	中	小	大	中	小
1 動力機械	11	111 原動機	3 その他の装置	31	311 ポイラー
	12	121 動力伝導機構		312	圧力容器
		131 丸のこ盤		319	その他の圧力容器
	13	132 帯のこ盤		32	321 化学設備
	木材加工用機械	133 かんな盤		33	331 ガス溶接装置
		134 角のみ盤、木工ボール盤		332	アーク溶接装置
		135 面とり盤、ルータ、木工フライス盤		339	その他の溶接装置
		136 チェーンソー		341	炉 窯
		139 その他の木工用機械		342	乾燥設備
	14	141 整地・運搬、積込み用機械		349	その他の炉窯等
1 建 設 機 械 等	142	掘削用機械		351	送配電線等
	143	基礎工事用機械		352	電力設備
	144	締固め用機械		359	その他の電気設備
	145	解体用機械		361	人力クレーン
	146	高所作業車		362	人力運搬
	149	その他の建設用機械		363	人力機械
	151	旋盤		364	手工具
	152	ボール盤、フライス盤		371	はしご等
	153	研削盤、バフ盤		372	玉掛用具
	154	プレス機械		379	その他の用具
1 金 属 加 工 用 機 械	155	鍛圧ハンマー		391	その他の装置、設備
	156	シャー	4 仮設物 建築物、構築物等	411	足場
	159	その他の金属加工用機械		412	支保工
	161	遠心機械		413	階段、棧橋
	162	混合機、粉碎機		414	開口部
	163	ロール機(印刷ロール機を除く)		415	屋根、はり、もや、けた、合掌
	164	射出成型機		416	作業床、歩み板
	165	食品加工用機械		417	通路
	166	印刷用機械		418	建築物、構築物
	167	産業用ロボット		419	その他の仮設物、建築物、構築物等
1 一般動力機械	169	その他の一般動力機械		511	爆発性の物等
	171	伐木等機械	5 物質・材料	512	引火性の物
	172	走行集材機械		513	可燃性のガス
	173	架線集材機械		514	有害物
	179	その他の車両系林業用機械		515	放射線
	211	クレーン		519	その他の危険物、有害物等
	212	移動式クレーン		521	金属材料
	213	デリック		522	木材、竹材
	214	エレベータ・リフト		523	石、砂、砂利
	215	揚貨装置		529	その他の材料
2 物上げ装置、運搬機械	216	ゴンドラ	6 荷	611	荷姿のもの
	217	機械集材装置、運材索道		612	機械装置
	218	簡易架線集材装置	7 環境等	711	地山、岩石
	219	その他の動力クレーン等		712	立木等
	221	トラック		713	水
	222	フォークリフト		714	異常環境等
	223	軌道装置		715	高温、低温環境
	224	コンベア		716	その他の環境等
	225	ローダー	9 その他	911	その他の起因物
	226	ストランドルキャリア		921	起因物なし
	227	不整地運搬車		999	分類不能
	229	その他の動力運搬機			
23 乗 物	231	乗用車、バス、バイク			
	232	鉄道車両			
	239	その他の乗り物			

# なくそう死亡災害！運動ちば 2017

趣旨：本年に入り、1月に死亡労働災害が8件発生し、8名の尊い命が失われた。これは、1月としては今世紀<sup>\*1</sup>に入って最悪のペース<sup>\*2</sup>であり、現在（2月末日）においてもなお12名と高水準で推移している。

本年は、死亡労働災害を平成24年比で15%以上減少<sup>\*3</sup>させることを目標とした第12次労働災害防止計画の最終年であるが、現状のままでは、目標達成が極めて困難と言わざるを得ない。

もとより死亡労働災害はあってはならないものであり、千葉労働局は、この事態を開拓するため、平成29年3月1日から平成30年1月15日までの間「なくそう死亡災害！運動ちば 2017」を展開し、以下の取組を実施して死亡労働災害の防止を期する。

\*1 平成13年以降 \*2 平成14年には7件8人死亡。なお、この年は年間70人死亡 \*3 30人以下

期間 平成29年3月1日から平成30年1月15日

## 重点取組期間

- (1) 平成29年3月1日から4月30日 千葉労働局年度末年度始労働災害防止活動強化期間<sup>\*4</sup>
- (2) 平成29年6月1日から7月7日 全国安全週間（準備期間を含む。）
- (3) 平成29年9月1日から10月7日 全国労働衛生週間（準備期間を含む。）
- (4) 平成29年12月1日から平成30年1月15日 年末年始無災害運動（準備期間を含む。）

\*4 年初から死亡災害が多発している状況を鑑み、千葉労働局として独自に設けるものであり、年度末、年度初めにおいては、休業災害を含め多発傾向にあることから3月1日から4月30日と期間を設けたものである。

主唱者 千葉労働局、管下各労働基準監督署  
千葉県産業安全衛生会議  
千葉労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会千葉県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会千葉支部

日本ボイラ協会千葉支部  
日本クレーン協会千葉支部  
ボイラ・クレーン安全協会千葉事務所  
建設荷役車両安全技術協会千葉県支部  
千葉産業保健総合支援センター

協賛者 千葉県医師会  
千葉県社会保険労務士会  
労働安全衛生コンサルタント会千葉支部  
市原臨海地区災害防止対策協議会  
八幡地区災害防止対策協議会  
袖ヶ浦地区災害防止対策協議会  
千葉労務安全衛生研究会  
千葉県ゴルフ場労働安全衛生協議会  
千葉県衛生管理者協議会  
千葉県産業保健機関協議会

実施者 各事業場

### 主唱者・協賛者の実施事項

期間中に次の事項を実施する。

- (1) 千葉労働局 HP 特設サイトの設置、運営
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報
- (3) 災害多発事業場に対する集中監督の実施
- (4) 災害発生事業場に対する調査、指導の徹底
- (5) 経営者団体、業界団体に対する周知及び実施への働きかけの要請
- (6) 関係行政機関、地方公共団体、労働組合等に対し、支援協力の依頼
- (7) 安全衛生広報資料等の作成、配布
- (8) 安全パトロールの実施
- (9) 各団体が行う安全衛生行事（全国安全週間、全国労働衛生週間等）への協力
- (10) 安全講習会等の実施
- (11) 事業場が行う実施事項について指導援助
- (12) 会員事業場への周知啓発
- (13) 労働災害防止に資する研修会等の開催、教育支援
- (14) 労働災害防止に資する周知啓発資料等の提供
- (15) その他労働災害を防止するための活動

## 実施者の実施事項

### (1) 継続的に実施する事項

#### ① 全般的実施事項

- ア 経営トップによる死亡災害防止の所信表明
- イ 安全衛生管理体制の確立
- ウ 職業生活全般を通じた各段階での安全衛生教育の徹底
- エ 作業者の安全衛生意識の高揚
- オ 自主的な安全衛生活動の促進
- カ 安全衛生作業マニュアルの整備及び定期的な見直し
- キ リスクアセスメントの普及促進
- ク 取引先等関係事業者に対する呼びかけ

#### ② 個別的実施事項

- ア 墜落・転落災害防止対策
- イ 機械災害防止対策
- ウ 建設用機械等災害防止対策
- エ クレーン等災害防止対策
- オ 爆発火災災害防止対策
- カ 交通労働災害防止対策
- キ 有機溶剤等急性中毒災害防止対策
- ク 熱中症予防対策
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策

### (2) 千葉労働局年度末年度始労働災害防止活動強化期間に実施する事項

- ① 経営トップによる災害防止への所信表明及び災害防止パトロール等の実施
- ② 死亡災害が多発していることの周知及び労働災害防止パトロール等の実施
- ③ 年間（年度）安全衛生管理計画の策定と周知
- ④ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑤ 取引先等関係事業者に対する呼びかけ
- ⑥ その他、継続的に実施する事項の積極的な展開

### (3) 全国安全週間に実施する事項

平成 29 年度全国安全週間実施要綱による。

### (4) 全国労働衛生週間に実施する事項

平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱による。

### (5) 年末年始無災害運動に実施する事項

平成 29 年度年末年始無災害運動実施要綱による。

## [平成29年1月に発生した死亡災害]

	発生月日	業種	事故の型	災害発生状況
1	1月 5日	バス業	飛来、落下	敷地の造成を行うために、チェーンソーを使用して樹高約10mの樹木の伐木作業を行っていたところ、伐倒した樹木と近傍の樹木との間につるが巻き付いており、伐倒に伴い、当該近傍の樹木が高さ5.8mの箇所で折れ直撃した。
2	1月 7日	ゴルフ場	おぼれ	ゴルフ練習場の池にある人工島で、ゴルフボールの回収作業を単独で行っていた被災者が、人工島に渡るために接岸させていたボートが岸から離れてしまったため池に入り泳いでボートを追いかけていったところ、人工島から約20mの付近で水中に沈み姿が見えなくなった。
3	1月 10日	その他の事業	交通事故 (道路)	出張のため、自宅から高速バスの停留所に向かい横断歩道を歩行中、交差点を右折してきたトラックと接触した。
4	1月 12日	上下水道工事業	激突	下水道管設置工事において、深さ約6m、直径3.5mの到達立坑内で既設下水道管の解体作業を行っていた。既設下水道管の下面部分をクラムシェルで地上に引き上げようとしたが、持ち上がるなかつたため、クラムシェルのアームを左右に振ったところ、バケットの爪がはずれ、その反動で振り子のように振れたバケット部が被災者の頭部に激突した。
5	1月 21日	その他の卸売業	激突され	舗装工事用振動ローラー(重量580Kg)にチェーンを掛けフォークリフト(2.5t)で吊り上げ、走行してコンテナ内に積み込むため、被災者がフォークリフトを誘導していたところ、フォークリフトのマストとコンテナ入口の内壁の間に頭部を挟まれた。
6	1月 24日	農業	はさまれ、巻き込まれ	被災者は、苗用の土の製造工程において、翌日に行う他品種の土の製造に備えるため、機械を停止し、ほうきを使用してコンベア部等の掃除を行っていた。清掃作業終了後、被災者は機械を起動させたが、シャフト部周辺に除去出来ていない土を発見し、これを手でかき落とそうとしたところスクリューに右上腕が巻き込まれた。
7	1月 25日	一般貨物自動車運送業	交通事故 (道路)	同僚がトラック事故を起こしたため、被災者は事故現場へ駆けつけた。被災者は乗用車を路肩に止め、外に出ていたところ、後方から来た大型トラックが同僚のトラックに追突した。押し出された当該トラックが被災者をはねて死亡した。
8	1月 26日	その他の土木工事業	飛来、落下	樹木の剪定作業を行うため、伐採しようとする木の一部にロープを固定して2トントラックにつなぎ、被災者は高所作業車に乗り、高さ約3.5mの箇所でチェーンソーを用いて幹を切断し、同僚がトラックを運転して木を引っ張って倒そうとしたところ、切り落とした木が被災者に落下したもの。

問合せ先：千葉労働局労働基準部健康安全課又は各労働基準監督署安全衛生主務課へ



なくそう死亡災害！ちば

検索

